

鴻巣市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 118,395	千円 37,960,776	千円 1,181,894	千円 5,574,947	% 14.7	% 15.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

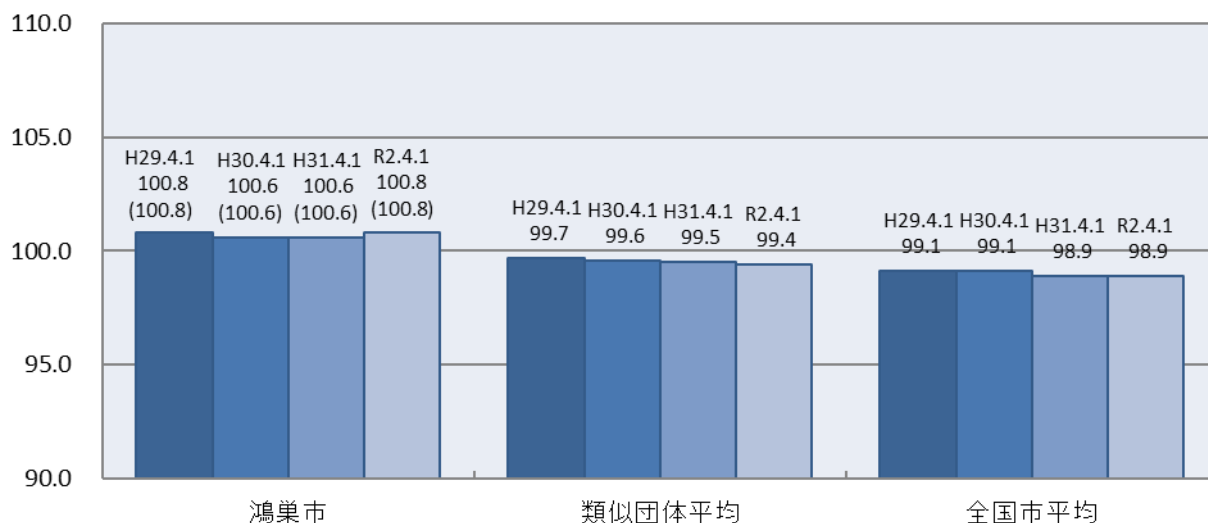
区分	職員数 A	給与				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 614	千円 2,341,076	千円 582,031	千円 997,085	千円 3,920,192	千円 6,385	千円 6,479

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③国と比べて初任給が高いことや採用時の学歴を問わず本人の能力等により管理職への登用を行っているため国に比べて高校卒の平均給料月額が高くなっていること等がラスパイレス指数を押し上げる要因となっている。今後も国の制度等を踏まえ、適正な給与水準を目指していく。

(4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないため対象外）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成31年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、初任給を1,800円引き上げ、若年層においても200円から1,800円の改定を実施。

技能労務職については、一般行政職に準じて改正を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6% に対し、鴻巣市においても 6% を支給。
 （実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 4%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 5% を支給。平成 28 年度から 6% を支給。
 （参考）

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度 の支給割合	平成 29 年度 の支給割合	平成 30 年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和 2 年度 の支給割合
		4 月 1 日 時点	遡及改定後					
国基準による 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%
鴻巣市の 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鴻巣市	41.6 歳	323,631 円	398,637 円	375,300 円
埼玉県	42.3 歳	323,193 円	416,705 円	372,144 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	42.3 歳	318,244 円	404,065 円	368,873 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鴻巣市	51.9	5 人	353,280 円	395,031 円	384,051 円	—	—	—	—
うち調理員	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	調理士	43.9 歳	271,600 円	—
うち自動車運転手	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	自家用自動車運転者	61.3 歳	236,200 円	—
うち用務員	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円	用務員	55.9 歳	207,900 円	—
うちその他	51.9	5 人	353,280 円	395,031 円	384,051 円	—	—	—	—
埼玉県	55.9 歳	213 人	346,502 円	402,282 円	386,395 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	39 人	325,488 円	378,873 円	364,044 円	—	—	—	—

区分	参考 年取ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	鴻巣市	—	—
うち調理員	—	3,678,300 円	—
うち自動車運転手	—	3,103,300 円	—
うち用務員	—	2,862,400 円	—
うちその他	6,382,620 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（H29～R元年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年取ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		鴻巣市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	191,664 円	182,200 円
	高校卒	160,100 円	157,333 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,300 円	159,872 円	—
	中学卒	143,800 円	144,078 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	334,286 円	369,071 円	393,785 円	417,494 円
	高校卒	283,200 円	335,800 円	373,300 円	384,979 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

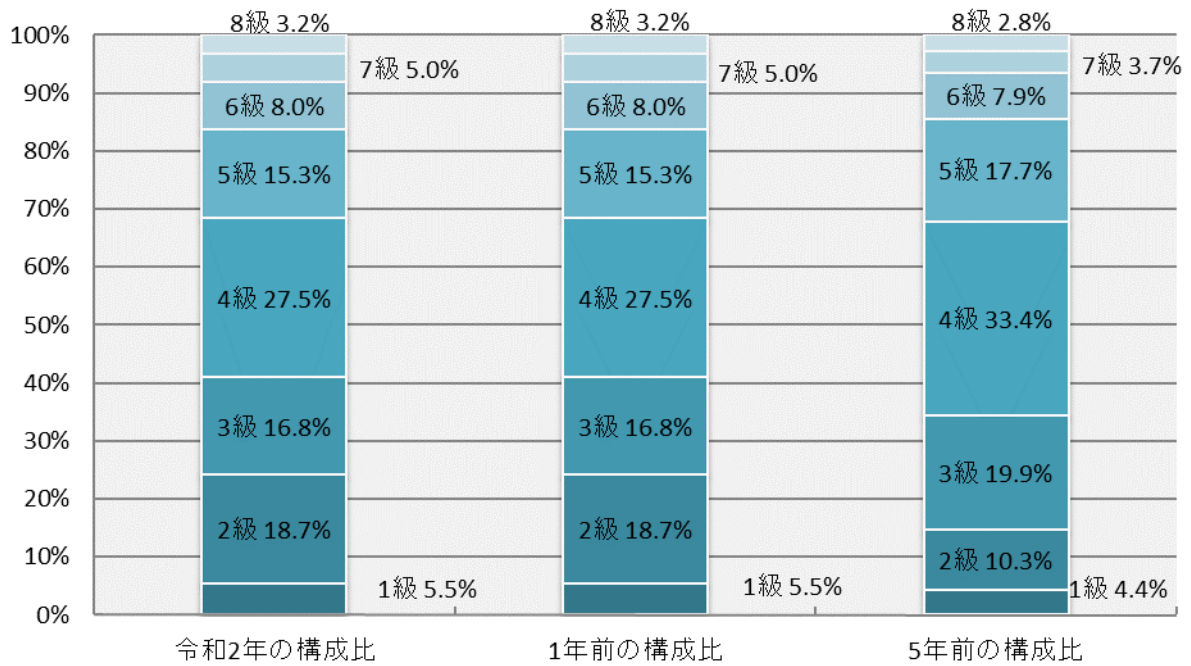
(注) 技能労務職の高校卒については、いずれの階層も少人数のため記載を省略

3 一般行政職の級別職員数等の状況

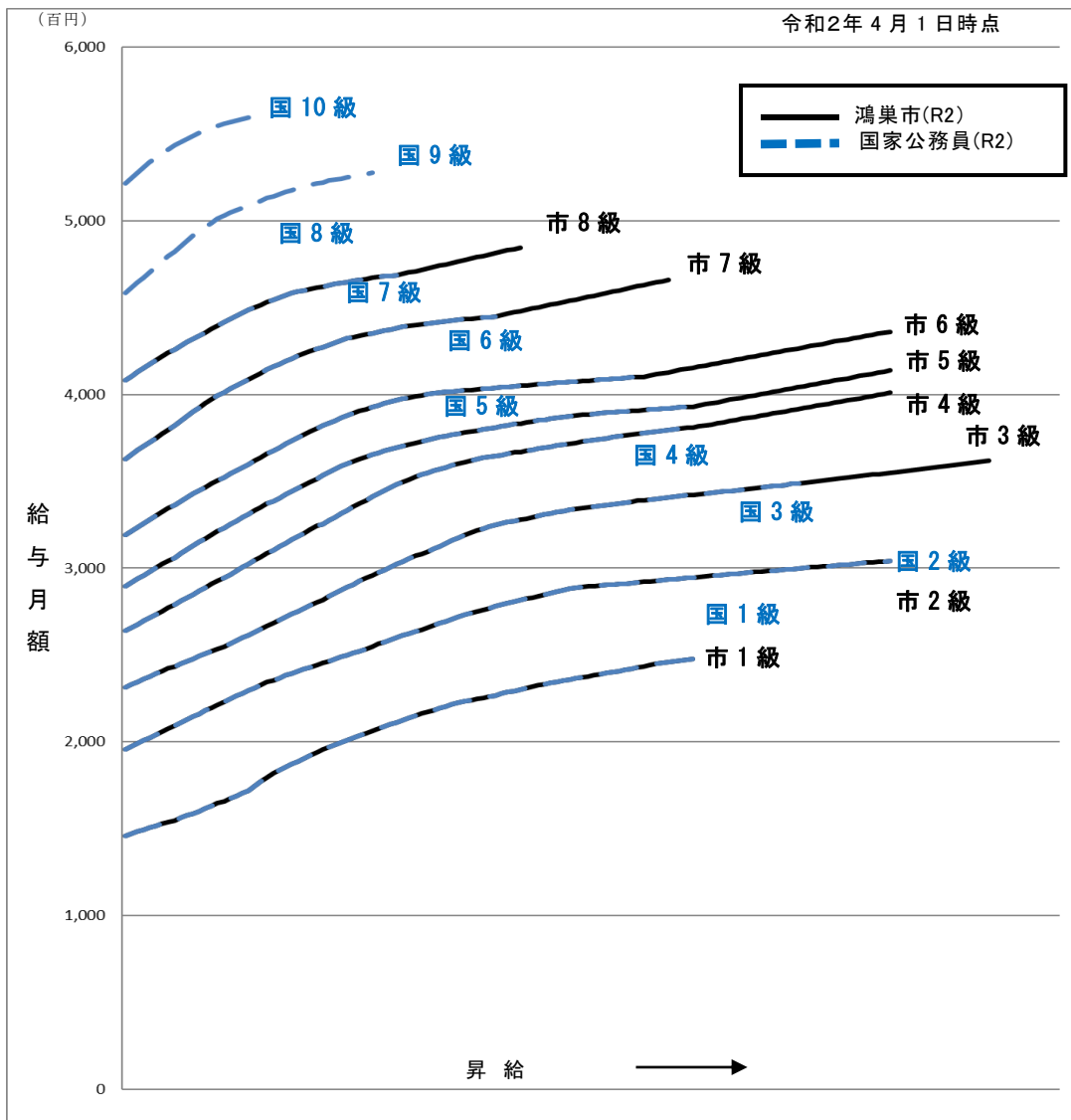
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長	15 人	3.1 %	408,100 円	484,600 円
7 級	副部長	25 人	5.2 %	362,900 円	465,900 円
6 級	課長	40 人	8.3 %	319,200 円	436,200 円
5 級	副課長	70 人	14.6 %	289,700 円	413,800 円
4 級	主査	128 人	26.6 %	264,200 円	401,000 円
3 級	主任	83 人	17.3 %	231,500 円	361,900 円
2 級	主事	97 人	20.2 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事補	23 人	4.8 %	146,100 円	247,600 円

- (注) 1 鴻巣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鴻巣市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員		
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鴻巣市	埼玉県	国
1人当たりの平均支給額 (令和元年度) 1,698 千円	1人当たりの平均支給額 (令和元年度) 1,755 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）（鴻巣市）

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		未定	未定	未定	未定

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

鴻 巣 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~15%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり					
平均支給額	3,888千円	22,215千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		167,561千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		232,079円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
鴻巣市全域	6%	724人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（元年度決算）		2,560 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）		20,814 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）		17.0 %		
手当の種類（手当数）		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	保健センター職員	感染症等の防疫作業	—	日額 500円
行旅病死人取扱手当	福祉課職員	行旅病死人の保護又は収容業務	—	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 3,000円
清掃業務手当	環境課技能労務職員	じんかい収集処理等業務、犬猫等死体処理業務	—	じんかい収集処理、下水処理又は不燃ごみ整理業務 日額 550円 犬猫等死体処理 1件 200円
土木、下水道処理業務手当	道路課技能労務職員・下水道課・契約検査課職員	土木工事及び測量等の業務、敷設下水道管等の検査業務	142千円	土木工事及び測量等の業務 日額 300円 敷設下水道管等の検査業務 日額 400円
社会福祉業務手当	福祉課職員	福祉事務所で行う生活保護法に規定する事務の指導調査	386千円	月額 3,000円
障害福祉業務手当	つつみ学園職員	児童発達支援センターにおける障害福祉業務	142千円	月額 3,000円
保育業務手当	保育士	保育所における保育業務	1,821千円	月額 2,000円
災害出動手当	災害対策における現場業務に従事した職員	災害対策における現場業務	70千円	日額 2,000円
用地交渉手当	都市計画課職員	用地買収等交渉業務	—	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	137,729 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	262 千円
支給実績（平成30年度決算）	122,786 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	231 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同じ		64,434千円	237,764円
住居手当	(借家・借間) ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	異なる	自宅居住 職員の支給額等	45,227千円	111,949円
通勤手当	(交通機関等の利用者) 運賃等相当額が55,000円以下は運賃等相当額 (自動車等の使用者) 5km未満 2,000円 5km～10km 4,200円 10km～15km 7,100円 15km～20km 10,000円 20km～25km 12,900円 25km～30km 15,800円 30km～35km 18,700円 35km～40km 21,600円 40km～45km 24,400円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km～ 31,600円	同じ		35,926千円	62,049円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長及び部長相当職 85,000円 参与及び参与相当職 80,000円 副部長及び副部長相当職 70,000円 参事及び参事相当職 65,000円 課長及び課長相当職 58,000円 副参事及び副参事相当職 50,000円 副課長及び副課長相当職 45,000円 主幹及び主幹相当職 40,000円	異なる	国では職務の級に応じ定額支給	118,024千円	621,179円
休日勤務手当	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	1,004千円	11,541円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法	—	—
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1日 4,200円（5時間未満 2,100円）	異なる	鴻巣市では、特別の宿日直なし	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	937,000 円	(参考)類似団体における最高/最低値	
	副 市 長	791,000 円	1,030,000 円/	593,400 円
報 酬	議 長	450,000 円	760,000 円/	450,000 円
	副 議 長	400,000 円	670,000 円/	390,000 円
	議 員	377,000 円	620,000 円/	370,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和元年度支給割合)		
	副 市 長	4.50 月分		
議 長	議 長	(令和元年度支給割合)		
	副 議 長	4.50 月分		
地 域 手 当	市 長	(令和元年度支給割合)		
	副 市 長	支給率 0 %		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.4025	18,102,840 円	任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.2415	9,169,272 円	任期ごと
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

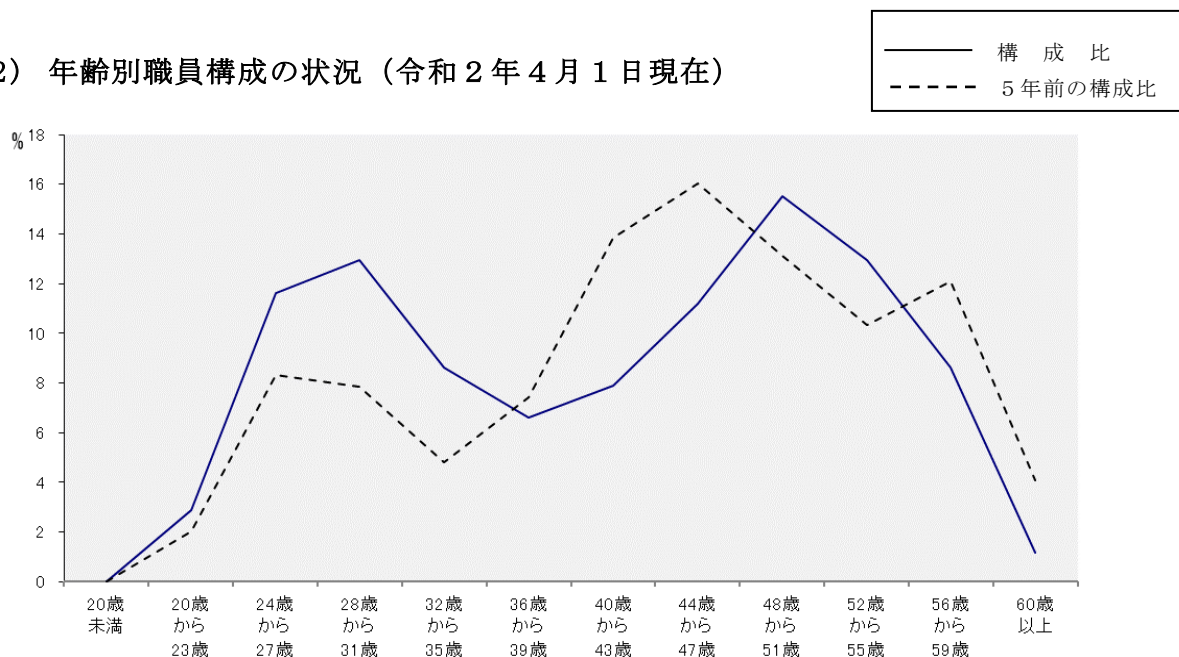
(令和2年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成31年	令和2年		
普通会計部門	議会	6	6	0	県等への派遣職員の増加による増 支所業務の見直しによる減 派遣職員の帰任による減 事務の統廃合縮小（区画整理業務）による減 再任用短時間勤務職員配置による減 環境保全業務の増加による増
	総務	143	150	7	
	税務	50	49	△1	
	労働	3	3	0	
	農水	14	14	0	
	商工	18	17	△1	
	土木	81	79	△2	
	民生	191	190	△1	
	衛生	38	39	1	
	計	544	547	3	<参考> 人口1万人当たりの職員数 46.20人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 46.14人)
教育部門	70	73	3	生涯学習センター新設による増、小中学校適正化業務の増加による増	
小計	614	620	6	<参考> 人口1万人当たりの職員数 52.37人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.51人)	
公営企業等	水道	19	18	△1	水道経理業務の縮小による減
	下水道	11	11	0	
	その他	48	47	△1	支所業務の見直しによる減
	小計	78	76	△2	
合計	692 [715]	696 [715]	4 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 58.79人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳から23歳	24歳から27歳	28歳から31歳	32歳から35歳	36歳から39歳	40歳から43歳	44歳から47歳	48歳から51歳	52歳から55歳	56歳から59歳	60歳以上	計
職員数	0人	20人	81人	90人	60人	46人	55人	78人	108人	90人	60人	8人	696人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度							過去5年間の増減数（率）
	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年		
一般行政	554	560	551	562	544	547	△7 (△1.3%)	
教育	65	64	64	58	70	73	8 (11.0%)	
普通会計計	619	624	615	620	614	620	1 (0.2%)	
公営企業等会計計	67	68	72	71	78	76	9 (11.8%)	
総合計	686	692	687	691	692	696	10 (14.4%)	

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	千円 2,034,124	千円 139,300	千円 130,142	% 6.4	% 6.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 14,142千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	人 18	千円 72,550	千円 15,019	千円 31,768	千円 119,337	千円 6,630	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鴻巣市水道事業	41.4歳	345,576円	536,987円
団体平均	44.2歳	339,529円	512,723円
事業者	一 歳	—	一 円

(注) 平成31年度地方公営企業決算状況調査を基に算出し、平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鴻巣市水道事業	鴻巣市（一般行政職）	団体平均
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,684千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,698千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,651千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

鴻巣市水道事業	鴻巣市（一般行政職）	団体平均
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～15%加算)	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～15%加算)	—
1人当たり平均支給額 18,883千円	1人当たり平均支給額 自己都合 応募認定・定年 5,118千円 22,930千円	1人当たり平均支給額 18,883千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	4,606千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	255,914円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
鴻巣市全域	6%	18人	6%

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	1,952千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	130,131円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	83%			
手当の種類（手当数）	6			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する 支給単価
工務手当	水道施設の建設改良工事の業務に直接従事する職員	水道施設の建設改良工事業務	422千円	月額 2,500円
浄水場業務手当	浄水場の運転に直接従事する職員	浄水場の運転業務	円	月額 2,500円
緊急出動手当	勤務時間外又は日曜日等において突発的の事故等で非常招集を受け緊急出動した職員	勤務時間外又は日曜日等における緊急出動	円	1回 2,000円
待機手当	水道施設の処理要員として待機を命ぜられた職員	水道施設の処理要員としての待機	1,530千円	1回 3,000円
給水停止処分手当	水道料金の未納者に対して強制措置をした職員	水道料金の未納者に対する強制措置	円	1件 300円
料金徴収手当	水道料金の臨宅徴収事務に従事した職員	水道料金の臨宅徴収事務	円	1日 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	2,675千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	191千円
支給実績（平成30年度決算）	3,157千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	210千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度または平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 その他 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同じ	—	1,734千円	247,714円
住居手当	(借家・借間) ・家賃27,000円以下 家賃-16,000円 ・家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃61,000円以上 28,000円	同じ	—	959千円	106,564円
通勤手当	(交通機関等の利用者) 運賃等相当額が55,000円以下は運賃等相当額 (自動車等の使用者) 5km未満 2,000円 5km~10km 4,200円 10km~15km 7,100円 15km~20km 10,000円 20km~25km 12,900円 25km~30km 15,800円 30km~35km 18,700円 35km~40km 21,600円 40km~45km 24,400円 45km~50km 26,200円 50km~55km 28,000円 55km~60km 29,800円 60km~ 31,600円	同じ	—	648千円	49,850円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長及び部長相当職 85,000円 参与及び参与相当職 80,000円 副部長及び副部長相当職 70,000円 参事及び参事相当職 65,000円 課長及び課長相当職 58,000円 副参事及び副参事相当職 50,000円 副課長及び副課長相当職 45,000円 主幹及び主幹相当職 40,000円	同じ	—	2,445千円	611,250円
休日勤務手当	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	—	—	—

夜間勤務 手当	午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務 を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100	同じ	—	—	—
宿日直 手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1 日 4,200 円（5 時間未満 2,100 円）	同じ	—	—	—